

多摩市の事務事業における温室効果ガス排出算定報告及び事務事業編の改定について

上位計画である「第3次みどりと環境基本計画」及び同計画に包含される「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に伴い、1事業所としての温暖化対策を定める「地球温暖化対策実行計画(公共施設編)」の改定を行う。

また合わせて令和4年度の多摩市役所の温室効果ガス排出状況について報告する。

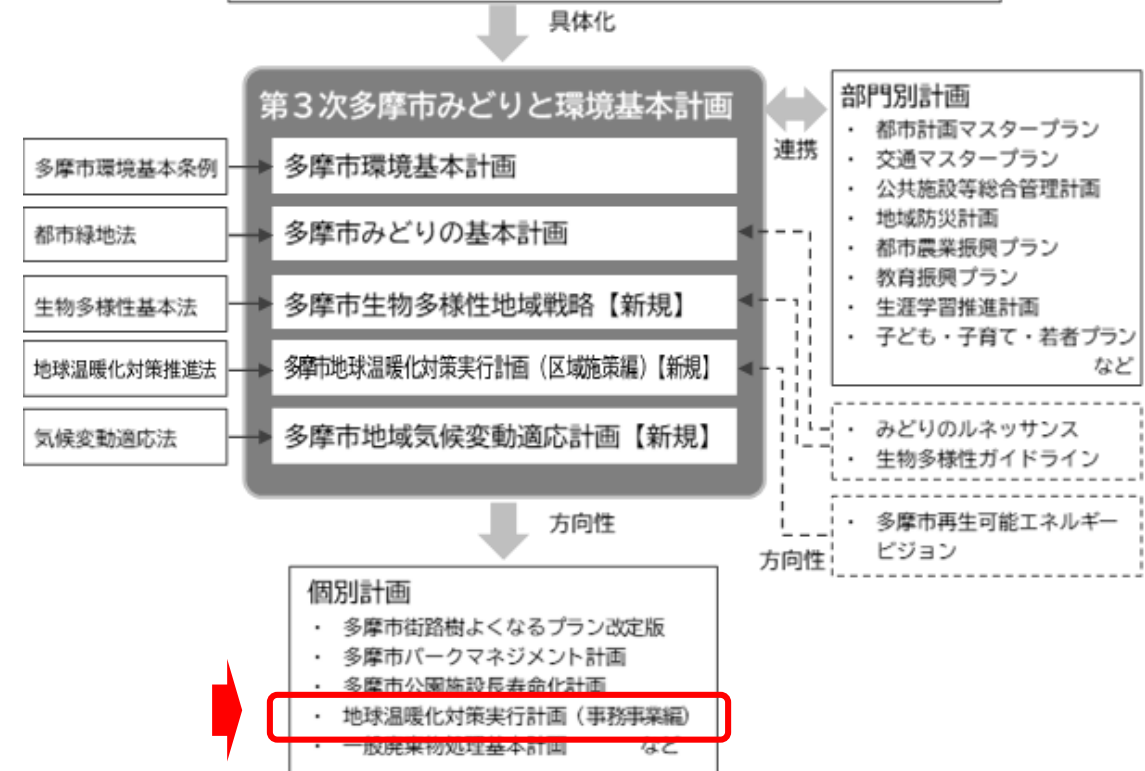
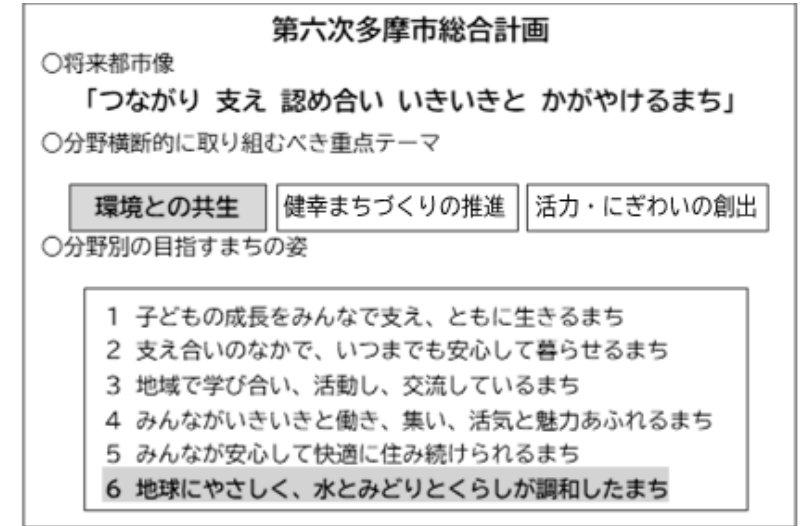
1 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)とは

第3次みどりと環境基本計画(原案)より

市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するための措置を定めるもの。

また、「第六次多摩市総合計画」の下位計画であり、市の環境分野に関する総合的な計画である「多摩しみどりと環境基本計画」(以下、「環境基本計画」)の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図って、市が率先して実行する計画として制定している。(現在は「公共施設編」としている。)

上位計画である「環境基本計画」及び環境基本計画に包含される地球温暖化対策実行計画(区域施策編)が策定されることから、「**事務事業編**」についても合わせて改定を行う。



2 多摩市役所の温室効果ガス排出状況

※詳細は別紙資料6-2参照

現計画では温室効果ガスの排出状況に加え、電気使用量について目標設定をしている。

(1) 電気使用量について

目標: 令和4年度までに平成28年度の実績から6%削減を目指す

実績: 平成28年度比16%削減し、目標を達成

平成22年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成28比	前年度比
21,847,332	18,825,798	16,214,566	13,341,955	14,882,770	15,816,813	-16%	6%

(2) 温室効果ガス排出量について

目標: 令和4年度までに平成22年度の実績から10%の削減を目指す

実績: 平成22年度比27.9%削減し、目標を達成

温室効果ガス	平成22年度	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
CO2	12,278,003	12,768,024	9,024,589	10,090,875	8,821,485
CH4	26,107	27,731	43,368	42,869	45,485
N2O	7,620	7,714	7,950	8,398	8,902
計	12,311,730	12,803,469	9,075,907	10,142,142	8,875,872
対平成22年度比		4.0%	-26.3%	-17.6%	-27.9%

3 計画改定におけるポイント ※計画(原案)は別紙資料6-3参照

国の削減目標

(1) 温室効果ガス排出削減目標(資料6-3 P7~9)

現計画: 2022年度までに2010年度比10%削減

国の削減目標を踏まえた設定

次期計画: 2030年度までに2013年度比51%削減

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂	14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)				-
			官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

(2) 多摩市役所の温暖化への取り組み

① 職員の取組(基本的な取組)(資料6-3 P10~14)

- ア) 職員向け啓発の実施と、**職員行動アンケートを毎年実施**し、温室効果ガス排出状況報告時に併せて報告
- イ) 「日常に実践する基礎的取組」を取組体系として整理、**基本的取組として「食品ごみ削減(食品ロス)」を追記**

② 重点取組(政府実行計画を踏まえた建築物を中心とした取組)(資料6-3 P15~18)

- 「施設整備等の長期的取組」について、政府実行計画受け、先行改定していた環境配慮技術導入マニュアルの内容を記載
- ア) 市施設への再生可能エネルギー設備導入を進め、**2030年度には設置可能な施設の50%以上に設置**
- イ) 市施設の電力調達における再生可能エネルギー等の利用拡大
- ウ) 新築は原則ZEB Oriented相当以上の環境性能を確保
- エ) 既存施設等への環境配慮については、改修時等に導入する環境配慮技術を定め、創エネ省エネを推進
- オ) 照明設備については、**蛍光灯の製造禁止を視野に、高効率照明(LED照明等)の導入割合を100%**
- カ) 車両の新規導入、更新は代替車両が難しい場合を除き、環境負荷の少ない電動車導入(EV,FCV,PHEV,HV)の推進